

令和2年第2回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

令和2年4月6日 開会

}

令和2年4月6日 閉会

吉田町議会

令和2年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月6日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第25号～議案第30号の一括上程、説明	2
○報告第2号の報告	10
○議案第25号の質疑、討論、採決	11
○議案第26号の質疑、討論、採決	12
○議案第27号の質疑、討論、採決	12
○議案第28号の質疑、討論、採決	14
○議案第29号の質疑、討論、採決	15
○議案第30号の質疑、討論、採決	15
○町長挨拶	24
○議長挨拶	25
○閉会の宣告	25

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 本日ここに令和2年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には3月議会の終わったばかりでお疲れのことと思いますけれども、このような形で補正予算を提出いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和2年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎議案第25号～議案第30号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第3、第25号議案から日程第8、第30号議案までの6議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） マスクをしたままの発言は非礼だとは思いますが、議長からの申入れでございますので、このままさせていただきます。

令和2年第2回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について5件、補正予算について1件の合計6件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第25号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令がそれぞれ令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額にかかる賦課限度額を引き上げること及び軽減判定所得の算定方法において、5割減額、2割減額の判定所得で、被保険者数に乗ずる金額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

第26号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されことに伴いまして、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、非常勤消防団員等の公務上の損害における補償基礎額を引き上げることなどにつきまして、政令の改正に準じた所要の改正を行うものでございます。

第27号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の問題への対応に伴う規定を整備することなど、地方税法等の一部改正に伴う項番号の整理や元号の改正と併せて所要の改正を行うものでございます。

第28号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第27号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、同条例で引用する項番号の整理及び元号の改正に対応するなどの所要の改正を行うものでございます。

第29号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことに伴いまして、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、所得段階の第1段階から第3段階までの被保険者に対する保険料につきまして、軽減した保険料率を適用するなどの所要の改正を行うものでございます。

第30号議案は、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和2年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,590万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ116億4,390万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程をいたします6議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、防災課長お願いします。

防災課長、柳原真也君。

〔防災課長 柳原真也君登壇〕

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

防災課からは、第 26 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

本議案は、令和元年 11 月に改正されました一般職の職員の給与に関する法律などの改正内容を踏まえまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されましたことに伴い、吉田町消防団員等公務災害補償条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により御承認をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げます。

議案書の 4 ページから 6 ページとなりますが、参考資料ナンバー 2 の新旧対照表に沿って、御説明を申し上げます。

新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

吉田町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項第 1 号につきまして、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に」の「日に」を、「日（以下「事故発生日」という。）」に改め、同様の記述がある箇所を「事故発生日」に改めるものでございます。

同項第 2 号につきまして、消防作業従事者や救急業務協力者などの消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を 8,800 円から 8,900 円に改めるものでございます。

新旧対照表の 2 ページを御覧ください。

2 ページから 4 ページにかけてでございます。

附則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項につきまして、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を、「100 分の 5」から「事故発生日における法定利率」に改めたものでございます。

新旧対照表の 4 ページを御覧ください。

別表第 5 条の非常勤消防団員に係る補償基礎額の表につきまして、階級が団長及び副団長で勤務年数が 10 年未満の補償基礎額を 1 万 2,400 円から 1 万 2,440 円に、10 年以上 20 年未満の補償基礎額を 1 万 3,300 円から 1 万 3,320 円に改め、階級が本部長、分団長及び副分団長で勤務年数が 10 年未満の補償基礎額を 1 万 600 円から 1 万 670 円に、10 年以上 20 年未満の補償基礎額を 1 万 1,500 円から 1 万 1,550 円に、20 年以上の補償基礎額を 1 万 2,400 円から 1 万 2,440 円に改め、階級が部長、班長及び団員で勤務年数が 10 年未満の補償基礎額を 8,800 円から 8,900 円に、10 年以上 20 年未満の補償基礎額を 9,700 円から 9,790 円に、20 年以上の補償基礎額を 1 万 600 円から 1 万円 670 円に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の 5 ページを御覧ください。

施行期日、経過措置でございます。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として、改正後の吉田町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支

給すべき事由の生じた吉田町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給する事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金につきまして適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上が、第26号議案についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長をお願いします。

企画課長、矢澤智秀君。

〔企画課長 矢澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第30号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,590万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,390万4,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくものがございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急対策に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入の15款県支出金でございます。63万2,000円の増額でございます。

2項7目消防費県補助金におきまして、地震・津波対策等減災交付金を63万2,000円増額するもので、これは歳出の4款1項保健衛生費に計上しております感染症予防費に充当するものでございます。なお、補助交付率は、事業費の3分の1でございます。

続きまして、18款繰入金でございます。1,527万2,000円の増額でございます。

これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から1,527万2,000円を繰り入れさせていただくものでございます。なお、これによりまして、令和2年度末におけます財政調整基金残高の見込額は9億8,315万7,000円となります。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

4款衛生費でございます。190万4,000円の増額でございます。

これは、1項2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の経費として、マスクや消毒液等に係る特定消耗品費を190万4,000円増額するものでございます。

続きまして、7款商工費でございます。1,400万円の増額でございます。

これは、1項2目商工業振興費におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けております中小企業を支援するため、県の制度融資に協調した利子補給として、経済変動対策貸付資金利子助成金1,400万円を計上するものでございます。

以上が、第30号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、税務課長お願いします。

税務課長、大石剛久君。

〔税務課長 大石剛久君登壇〕

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第27号議案、第28号議案について、御説明申し上げます。

第27号議案、第28号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、第27号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例、第28号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、第27号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案の7ページから15ページまでと、参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の改正の主なものは、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し及び所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、現に所有しているものの申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。

参考資料により御説明申し上げます。

参考資料ナンバー3の1ページを御覧ください。

第1条、吉田町税条例の一部改正でございます。

第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者について。

第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者について、単身児童扶養者に該当する場合においては扶養親族申告書にその旨の記載が不要とされたことに伴い、削除するものでございます。

2ページを御覧ください。

第48条は、地方税法改正に合わせて改正するもので、項ずれによるものでございます。

第54条は、所有者不明の土地等に係る固定資産税について措置するもので、地方自治体が調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるように規定するものでございます。

5ページを御覧ください。



第 61 条、第 61 条の 2 の改正は、地方税法改正に合わせて改正するもので、項ずれによるものでございます。

6 ページを御覧ください。

第 74 条の 3 の改正は、土地または家屋について登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地または家屋を現に所有している者に当該所有者の氏名、住所等、賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするものでございます。

次に、第 75 条は、第 74 条の 3 の規定により申告すべき者が申告しなかった場合の過料を定めるものでございます。

7 ページを御覧ください。

第 96 条は、たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続きの簡素化を図ることとされたことに伴い改正するものでございます。

第 98 条の改正は、第 96 条の改正に伴う項ずれによるものでございます。

8 ページを御覧ください。

第 131 条は、第 54 条の改正に伴う項ずれに伴う改正するものでございます。

9 ページを御覧ください。

附則第 6 条から第 8 条は、改元に伴い元号を整理するものでございます。

10 ページを御覧ください。

附則第 10 条は、軽微な文言の改正でございます。

附則第 10 条の 2 は、固定資産税の特例措置に係るもので、地方税法の改正に伴い第 12 項に規定してありました特定水力発電設備について法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハとして第 15 項に規定するもので、第 23 項は、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地についての課税標準を定めるものでございます。また、法改正に伴う項ずれによる改正も行っております。

12 ページから 18 ページにかけての附則第 11 条から第 22 条までは、改元に伴う元号の改正でございます。

18 ページを御覧ください。

第 2 条、吉田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第 2 条の改正は、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除することに伴い措置したものでございます。

附則第 1 条及び第 3 条につきましては、第 2 条の改正に伴う所要の措置でございます。

19 ページ、附則でございます。

第 1 条において、本条例は地方税法の施行期日に合わせ、施行日を令和 2 年 4 月 1 日としております。

第 2 条において、町民税に関する経過措置について、第 3 条において、固定資産税に関する経過措置について定めております。

20 ページから 22 ページにかけての第 4 条から第 7 条までの吉田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、23 ページから 33 ページにありますとおり、改元に伴い元号を整理するものでございます。

続きまして、第 28 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

提出議案 16 ページから 19 ページ及び参考資料ナンバー 4 を御覧ください。

参考資料により御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第 2 条の改正は、都市計画税の課税客体等に係る法律改正に伴う措置でございます。

附則第 2 項、第 3 項は、地方税法の改正に伴う項ずれによる改正でございます。

2 ページを御覧ください。

第 4 項は、水防法に規定する浸水被害軽減区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を規定するものでございます。

2 ページから 5 ページの第 6 項から第 16 項までは、改元に伴う元号の改正、軽微な文言の改正及び地方税法の改正に伴う項ずれによる改正でございます。

5 ページの附則第 1 項は、施行日を地方税法等の施行期日に合わせ、令和 2 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

第 2 項では、経過措置を定めてございます。

以上、今回の議会臨時会に上程いたしました議案 2 件につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長をお願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 25 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、2 ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、令和 2 年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、御報告をさせていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の 3 ページと参考資料ナンバー 1 の新旧対照表を合わせて御覧いただきたいと存じます。

今回の改正内容でございますが、まず、第 2 条におきまして、中間所得層の負担に配慮し、より負担能力に応じた負担とする観点から第 2 項の基礎課税額の賦課限度額を 61 万円から 63 万円に、同条第 4 項の介護納付金課税額の賦課限度額を 16 万円から 17 万円にそれぞれ上げたものでございます。

続きまして、第 23 条において、さきの第 2 条第 2 項及び第 4 項の改正に合わせ、基礎課税額の賦課限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税額の賦課限度額を 16 万円から 17 万円に改めるとともに、低所得者層の負担を軽減するために講じられております軽減措置につきまして、同項第 2 号の 5 割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗

すべき金額を 28 万円から 28 万 5,000 円に、また同項第 3 号の 2 割軽減におきましては 51 万円から 52 万円にそれぞれ引上げ、軽減対象を拡大するものでございます。

また、附則によりこの条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日と定めるとともに、この規定は令和 2 年度以後に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることと適用区分を定めたものでございます。

以上が、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただきました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第 29 号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の 20 ページから 22 ページ、参考資料ナンバーは 5 を御覧ください。

第 29 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本議案は、介護保険法の改正により消費税を活用して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から一部実施されているところでございますが、さらに令和元年 10 月に施行された消費税率 10%への引上げに合わせて、さらなる介護保険料の軽減強化を行っているところ、令和 2 年 4 月からの消費税率 10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施となる介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

これらの改正を踏まえ、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により御承認をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、所得段階の第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階である被保険者の保険料率をそれぞれ引下げ、低所得者への保険料軽減の強化を図るものでございます。

参考資料ナンバー 5 を御覧ください。

介護保険法施行令改正により低所得者の第 1 号保険料が見直されたことに伴い、第 2 条第 1 項の「平成 32 年度まで」を「令和 2 年度まで」に改め、第 2 項から第 4 項の「平成 31 年度及び 32 年度の各年度」を「令和 2 年度」に改め、第 2 項において第 1 段階の保険料を 2 万 1,600 円から 1 万 7,280 円に改め、第 3 項において第 2 段階の保険料を 3 万 6,000 円から 2 万 8,800 円に改め、さらに第 4 項において第 3 段階の保険料を 4 万 1,760 円から 4 万 320 円とするものでございます。

次に、附則でございます。

第 1 条において、本条例は介護保険法の施行期日に合わせ、施行日を令和 2 年 4 月 1 日からとしております。

第 2 条におきまして、この条例の施行日以前に生じた保険料については、従前の例によることと規定しております。

以上が、福祉課から提出いたしました第 29 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険税条例の一部を改正する条例）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

---

◎報告第 2 号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第 9、法令に基づく報告を行います。

第 2 号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）報告を行います。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1 件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第 2 号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の 24 ページから 26 ページまでを御覧いただきたいと思います。

本報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分した事項につきまして同条第 2 項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、交通事故及び道路瑕疵による損害賠償の額を定めることに係る 2 事案でございます。

議案書の 25 ページを御覧ください。

1 事案目は、本年 3 月 30 日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要につきましては、令和元年 9 月 19 日、午前 9 時 30 分頃、吉田町住吉 230 番地先の町道下吉田線との十字路交差点に職員が運転していた町の公用自動車が進入する際、前方不注意により右方向から直進してきた相手方の運転する軽自動車の正面に接触し、負傷させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は 111 万 3,652 円、過失割合は町が 100%、相手方が 0%でございます。

損害賠償の額につきましては、111 万 3,652 円でございます。

続きまして、2 事案目でございます。

議案書の 26 ページを御覧ください。

こちらも本年 3 月 30 日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和元年 12 月 13 日、午後 8 時頃、吉田町大幡地内の町道大井川右岸堤線を相手方車両が走行中、道路の陥没に落輪し、前後輪のタイヤとホイールを損傷したものでございます。

和解の内容としましては、損害金額は 29 万 3,837 円、過失割合は町が 50%、相手方が 50%でございます。

損害賠償の額でございますが、14 万 6,918 円でございます。

以上が、総務課からの報告事項 1 件の御説明でございます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第 2 会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9 時 43 分

再開 午前 10 時 57 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ただいま、私のほうから第 2 号報告の中で申し上げた内容について、訂正をお願いしたいと思います。

議案書の 24 ページから専決処分事項の報告についてが載せてございます。25 ページの専決処分書を御覧いただきたいと思いますが、こちらのほうの事故概要のところ、相手方が運転するものが「軽自転車」となっておりますけれども、「軽自動車」の誤りでしたので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

---

#### ◎議案第 25 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 3、第 25 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、お願いします。

また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第26号議案 専決処分事項の承認を求めることについて  
（吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第27号議案 専決処分事項の承認を求めることについて  
（吉田町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 先ほどの全協の中で、空き家とかその対策に対して把握は3件であると、それとの中でこれから調査が開始しましたよ、開始した中でこれからやっていきます、その中で調査をどのような形で進めていって、その結果、どの辺から実際のこういう行動というか、施策というか、それに持っていけるのか。当然どこかで予算措置をしなきゃいかんのですけれども、そういうものに対して、ちょっとお聞きをしておきたい。要するに理由は、私の仕事から見ていて思うのは、非常に危険な部分があちこちありますので、それを起きる前に事前にカットしていただきたい。そういう意味でこれからの予定というか、それをどういう形で措置していくか、そのこれからのことがもし分かれば教えてもらいたいと思いますけれども。

○議長(増田剛士君) 税務課長、大石剛久君。

○税務課長(大石剛久君) 税務課でございます。

議員の御質問でございますけれども、先ほど全員協議会で私が質問に対してちょっと答弁させていただいたものにつきましては、空き家の件数というところではございませんで、この条例に関わる所有者がいなくて町のほうで調査した結果、所有者が見当たらないと、そんな中で、そうした調査をしても所有者が見当たらないというようなところの件数が3件というところでございます。

現在、空き家に関しましては、はっきりした軒数はあれですけれども、60軒から70軒くらいあるというようなことを承知しております。その中で、先ほど全協の中でも話をしたとおり、現時点で担当課含めまして数課の中で空き家対策の会議を開催しまして、今始まったばかりというようなところがございますので、今後、そうした空き家のところも確認をしながら、自治会も含めて進めていくというところがございますので、まだ今後の細かいところの内容というのは、またこの会議の中で進めていくというところで御理解をいただけないかと思っております。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) すみません、先ほどの3件に関しては、所有者不明ということですね。なんで所有者不明になるかというのは、よくあちこちで見えていくと分かると思うんですけども、要するにそういうものの危険性をできるだけ早く取っていただきたいということで、計画的には今、全く白紙ですよ、始めたばかりだから。それをどういう形で、具体的に持っているのかどうかというのを聞きたかったんです。要するに、その具体性はどうしても危険性を伴うものだから早く欲しいし、迅速にやらなきゃならんものだと思っておりますので、今質問させてもらいますけれども、今言った計画を持っていますけれども、その計画をどういった形でスケジュール的に持っていくかというやつを、町のほうで考えていることがあればお聞きをしたいんですけども。

○議長(増田剛士君) 税務課長、大石剛久君。

○税務課長(大石剛久君) 税務課でございます。

ただいまの議員の御質問につきましては、空き家に対しての危険の排除というようなところだと思っております。

ただ、今回のこの条例に関しましては、こうした所有者がいなくても調査をした結果、ちょっとこう見当たらないということがあれば、使用者に対して課税することができるという

ような税法上の改正であるというところでありますので、空き家の対策につきましては、また所管課のほうを中心としまして、対策といたしますかスケジュール限って進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（山内 均君） 了解。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第28号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。



---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第29号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第30号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、第30号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

衛生費に関してですけれども、先ほど備蓄用マスクについてお聞きしました。医療系や小・中学校に配給ということでお伺いしたんですけれども、今後の状況によってはひどいことにもなるかと思いますので、町民への配給の拡充のお考えはございますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

現在、感染拡大を防ぐための優先順位をつけてマスクを放出をしておりますが、今後の状況におきましては、全町民なのかあるいはまず感染を予防しなければならない方たちなのか、そういったことは今後の状況次第で検討していきたいというふうに考えております。

限りあるものですので、それを有効に優先順位をつけて使用をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 優先順位をつけて必要な人に配布するということは分かります。ですが、今、マスクがない状況で、昨日もウエルシアに大変多くの人が集まってマスクを求めているのが見受けられたので、そういうところで感染が広がらないかというのも、私は心配もありましたので、優先順位をつけて町民の皆様全員にも配れるぐらいのお考えであればいいなど僕は思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

まず、感染をうつさない、かからないというところを考えますと、それぞれ個人個人、一番有効なのが手洗いということで、町民の皆さんにもその部分につきましては、意識を強く持っていただくように、まずはそのところをお願いしたいというふうに考えています。マスクを過信することによって、マスクをつけていさえすれば感染しないということではございませんし、間違ったつけ方といいますか、やはりそれをつけたことによって、完全に感染しないということで行動を起こしていただいても、そこについても対策としては十分ではないというふうに考えておりますので、全て町民の方に放出をしてしまいますと、備蓄がなくなるという状況も今後、どういった想定が考えられるかということで、ここでまた新たな災害等起こったときには、もっと感染を防止しなければいけない場所というものが出てきます。

現在は、各個人が家庭の中のおいてできること、出かけるときにおいてできること、帰宅したらどういったことをしたらいいかというところを、まず皆さんにお願いをしましてということ町への対応方針の中でも考えております。

それから、医療機関に受診をする際にも、もしマスクがお持ちじゃなかったら、医療機関でも配布していただくように、そういった形で医療機関にもマスクを配布をさせていただいておりますので、今後の状況次第でどういったふうにマスクを皆さんに使っていただくかということは、今後の状況次第、検討して、一番いい方法というものを考えながら行っていきたいと思っております。

なかなか正解はございませんので、非常に今、まさにどんな対策を打っていけばいいのかというものは、本当に考えながら今、進んでおりますので、その状況状況で必要な対策を打っていきたいというふうに考えております。

いつになっても、手洗いと咳エチケットというのが、どの段階においても重要ということは、皆さんに重ねてお伝えをしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど、全協で体温計の金額を伺いました。1台1万5,000円ということで5台購入で、全部で10台になるよということで。一応、今のところは5台は総務課のほうででしたっけ。健康づくり課のほうで管理でしたっけ。とにかく、10台を先ほどの話だと管理していて、貸し出すような形で人が集まるところに持って行って使っていただくか、自分たちがどうチェックするだかということ、細かく聞かなかったですけども。

そういうことで、一応、町内の公共施設かなりあると思うんですよ。それで使えないとか、貸出しとか使用禁止になっているものもあるんだと思うんですけども、先ほど放課後児童クラブも町内には4か所ですか、5か所ですか、あるもんですから、そういうことを考えると、保育園も数ありますし、そう思うとある程度そういう人が集まる施設ですか、そういうところには一つずつあったほうが、その都度、毎日持って行ってそれでやるのかということもできないと思うもので、もう少し台数を増やすほうが、それぞれの施設にあったほうがいいんじゃないかと思いますが。

あくまでもこれは役場の中での台数が10台ということで、その例えば保育園とか学校とか、そういう施設にはそれぞれ単独でこれを購入しているかどうか。自分はそういうところにはあったほうがいいと思うんで、もしこの10台しか町内にないよということであれば、もう少し必要じゃないかなと思うんですけども。金額的にも1万5,000円が高いか安いかと、なかなかその辺も、どういうものか見てみないと単価的には分からないですけども。要は、もう少し公共施設に、それぞれ配備したほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

庁舎内というか、公共施設というお話でしたので、私のほうからちょっとお答えさせていただきますけれども。庁舎内で、会議とか人が集まる場合に貸出しをさせてもらうということで、健康づくり課から2台借りています。そして、当てていただいて、会議をやる前に測っていただくように2台お借りしているんですけども、今、庁舎内でこれからどうかまだ分かりませんが、集まる機会が今までそうたくさんなかったもので、一応2台貸出しをお願いして、借りておりました。

現状ですね、ほかの施設というところもございますけれども、そこに集まるときには必ずやっぱり自分たちで健康管理していただきたいというところで、熱があるかどうかということも意識していただく中、会場に行っていたいただきたいということもありますので、今後

その体温計を各施設に配備できるかどうかというのは分かりませんが、貸出用には今借りているところは、そのように有効に使っていただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 集まる個人が必ず測ってきたよという確認ができればいいですけども、それは確認をどうするんですかと聞くことはちょっとやばなものであれですけどもね。そういうこともあるもので、できれば、まあ。

自分はもう少し金額を高いものだと思っていたんですけども、金額がその、普通の体温計といえば普通のデジタルのが1,000円そこそこであると思うんですけども、それと比べると高いのは高いですけどもね。それでまあ、触らないで測ることができるということで、自分は仕事柄、自分は使ったこともあるんですよ、レーザーが出てね、温度がデジタルで出てくるのが、自分は使ったことがあるんですけど。だもんで、やっぱりその何て言うんですかね、今、庁舎内のことだけを言っているような形で、あとは集まる人にお任せということなもので、それはちょっと違うんじゃないかなと自分は思うんですよ。

庁舎内もそれはそれで必要ですけども、庁舎の外でも公共施設の所に集まる人に対しては、できればそこに一つ配備して、それを集まる方がちゃんと測っていただく、もしかしたら測ってくるの忘れたという人がいるかもしれないですよ、その人が熱があったら困るものですから、そういうことで、ぜひ、今5台というのしか見てないですけども、この予算はこの予算で5台でいいですよ。ですけども、先ほどの話だと予備費があるよとかと、予備費をもしかあれば使えますよと副町長も言ってくれているものですからね。そういう中で、できればもう少し数を多く、皆さんにこう何て言うのかな、常に危機感を持って使えるような形でやっていただくほうがいいんじゃないかなと私、そう思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

役場庁舎内の話を先ほどさせていただきましたけれども、今、議員がおっしゃるように、その場その場での対応については、今回、体温計をそのように配備していただけるので、そういうところで貸出しをさせていただきながら、健康管理というか体温管理を徹底していくという必要性はあるかと考えております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） あくまでも貸出しという言葉でしか今、聞いてないものですから、そうすると取りに来てって、使うところがある程度、その日のうちで、ある程度数が多かったりなんざりした場合は足りなくなる可能性もなきにしもあらずということで、やっぱり何て言うんですかね、この予算はこの予算でいいですよ。ですけども、先ほど予備費がうんぬんと言ったものですから、その辺でももう少し柔軟な対応である程度数を多くして、絶対そういう、本当にそれが蔓延しちゃったら困るものですから、そういうことでね。

庁舎の中だけが役場の職員じゃないんですよ、外にもあるものですから。そういうことも考えますと、やはりそういうところには必要不可欠と言うんですか、そこまで言っちゃいますけれども、そういう形で配備していただきたいなど。これ、お願いになっちゃうことも半分あるんですけども、そういうことでいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほどの予備費等を今、予算の関係ということでありましたので、当課からちょっと答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来、保育園というようなことで、特にたくさんのお子さんを預かるところ、またいろんな方が大勢の方が来られるようなところには、やはり配置というのにも必要になってくるであろうというふうに考えております。

そうした中で、まず、現行予算も各担当課にも特定消耗という形の中で、現行予算での対応は可能なかどうか、そうしたものと必要性も踏まえて、そうしたことの中で対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

また必要があれば、予備費等々もしながら行って、また貸出しも可能であれば、そうした対応も併せて行っていくということで、現行の、現行予算を踏まえて対応していきたいというふうに考えておりますので、そうしたことで御理解いただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それぞれの施設で維持管理費というのがあるものですから、そういう中でそれじゃ必要ならば、絶対必要だと思うもので、その中でちゃんとしたことをしていただくということで、今の答弁だとそういうことだと私は受け取ったもので、それでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そういうことが必要になる事態が生じれば、当然そういうことになりますけれども、現在の段階においては単純な話、議員がおっしゃられたように幼稚園であるとか保育園であるとか。例えば保育園の場合、来る人はみんなこれやるとか、例えば小学校、中学校、来る人みんなやるとか。だとして膨大な数になりますので、それについてはそういうことが必要な事態になれば当然考える、そういうことです。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 生徒の数を、今、町長が話した生徒というか、園児の数が多いものですから、一々やっているとする時間かかるというようなお話ですけれども。生徒だけでもなくて先生とか、保育士さんもいるものですから、その方たちにも基本的には毎日そういう自分で健康管理をして、体温を測ったり何だりして、具合の悪い人はお休みしてくださいというような形になっていると思えますけれどもね。ですけれども、そういう中でも先生方とか保育士さんとか、そういう方も、保育士ですか、やるに当たっては必要じゃないかなというものですから。

いざ本当に必要になってからって今、町長言ったですけれどもね。それじゃ遅いんじゃないかなと思う。その前にちゃんとした予防しとかにやいかんかと思うものですから。私は今、こういうふうに補正予算で5台買うよっていう話があったものですから、それじゃもう少しやっていただければということで、ちょっとこの補正予算の議案に対して外れちゃうというのは自分でも分かっていますけれどもね。そういう中でも今、企画課長から、そういうものは維持管理費の中にそういう金額があるから、それに対応してもらおうよというふうに伺ったもので、ああそれじゃと自分は納得したんですけど、今、町長の発言にはちょっと納得

できなくなってきたもんですから。一応、企画課長の言葉をいただいて、ここは了解としておきます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

先ほどから出てきたらやりますよという議論をしていますけれども、私は、この体温計、マスク全て含めて、何のために、誰のためにというところ、ちょっと考えてほしいですね。ということは、やっぱり町長の言うとおおり、すごい膨大な人をやりますよね。ただし、やっぱり日本で失敗したのは、失敗とは言わないけれども、蔓延した一つの原因としては、水際と言いながら、そのなかなか、例えば検査体制にしたって、すごい……

〔「この質問は申し訳ありませんが」の声あり〕

○9番（山内 均君） 分かってるよ。いくから。

それだどうしたってその体制、さっき言いましたけど、日本で3万が韓国で30万と、検査がね。そのぐらい10倍違いをやってるわけですね。そういう意味では、これはその何のために買ったかという、もうちょっと、それを買った以上、溜めておくんじゃなくて実行してほしいと。実際それはそのために買ったんだと思うんですけども、その辺はどうなんですか。今現在、使い方って、現在の使っていることは状況は、どういう状況で使っていますか。

○議長（増田剛士君） 議員、今回の予算は備蓄のために購入するというので、全協のほうでも答弁を得ていると思います。

○9番（山内 均君） 答えない。

○議長（増田剛士君） だから、備蓄のために今回買いましたよという答弁をいただいて、何のためにというはもうそこで出ていると思いますが。それでは御理解いただけないということですか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それ購入って備蓄のためでいいんですか。備蓄のために買ったんですか。そんなことないでしょう。

〔発言する人あり〕

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

マスクにつきましては、この新型コロナウイルス感染症の対策が始まる前に町に備蓄していたマスクの枚数が12万枚ですので、そこは維持をしていきたいという。で、備蓄のためということになります。

あと、手指消毒剤については、備蓄も踏まえつつ使っていただいでいくということ。それから、体温計につきましては、必要など所で使っていく、必要があれば、これ以上にもやはり配備するように考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ちょっと文句言わせてもらいますけれども、これ感染症予防費ですよ。感染症を予防するための費用ですよ、そうですね。そうしたとき、一番身近で困っ

ている大変な、多分、心配しているのは、静岡空港で12月から2月、止めるまでの間に、毎日あれだけ来てたじゃないですか。そういうものが出てくるという前提で、私はこういうものは準備すると思っっているんですね。やっぱり自分たちを守る、まずここから守る。そうして守るためには何をやるかということ、そのために買ったという意識というか、準備してくれれば、それでやれるわけですね。

そういう意味で、吉田町では、そういう水際作戦のような形、大変ですよ、やるのは。でも、それが感染を守るためだったら必要じゃないですか。そういうのってないですか。そういう予定というのはありませんか。これをどういう形で使っていくかというのをしっかり把握していただきたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 水際作戦ということですが、具体的にこの吉田町の出入りを全て水際で防止するというようなことは、これだけ隣接、空港とも接している中で、現実的に水際の対策というのはどのようなものが考えられるのか、私にはちょっと思いつかないんですが、我々としては、そういった今、この状況の中で水際ということではなくて、町民一人一人がそういう予防についての意識も高め、それで我々のほうも必要なものを備蓄していくと、こういうことで感染予防を取ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） すみません、通じていなかったと思うんですけども、水際というのはたまたまそういう形で答えを出して、役所に来る人に対して、熱のね、それを測ることによって、もしあったら防止できるでしょう、私はそこを言いたいですね。少しでも回避するために、こういう準備をしてやるわけですから、ただ要請があったから持っていくとか、そんなんじゃないかと、やっぱりそのためにやる、要するに何のためにやるかということを考えれば、ぜひそれをやっていただきたいし、吉田町ではそういう方向というふうに行く可能性というのはないですか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 吉田町の役場の出入りということでの水際という御質問ですね。先ほども申しましたように、体温を測るということについては、町民一人一人の方がきちんとやっていただくということで検温をさせていただいておりますし、ぜひともそれはやっていきたいと思っております。

その上で、我々、もし体温が高いとか、そういうこともあれば仕事も休んでください、学校も休んでくださいということをお願いしております。その上で、さらに役場に来られる方について、一々チェックをするということについては大変な事務量もかかりますし、町民の方にも大変な御負担をいただき、いろんな混乱も生じますことから、今、現、この時点では、我々としてはそこまでのことはやらなくても済むのではないかと。また、さらにステージがちょっと変わってくれば、いろんなことを考えなきゃいけないかと思いますが、現時点では、そこまで一人一人の体温を測るところまでやるということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それは考え方の違いですね。

一つだけ、現状を言っておきますと、うちの近くに住むお医者さんありますよね、千さん、千内科ってあります。あそこは昔から車の中での診察です。車の中で診察をするんです。熱があるからです。ところが日本では熱を切っていないんです。町長も副町長も、多分そういうのはいろんなことで分かっていると思いますけれども。大事なことだって。

それをやっぱり、見た、俺自身で。多分、加藤医院にもいっぱいいますよ、いると思いますよ。ドライブスルーというやつかね。

実際、起きてるもんですから、私は心配しているわけです。その心配に対して、子供たちや孫たちを殺すわけにはいかん。病気にかからせるわけにはいかんから、そういうこと言うんですけれども、ぜひその辺は考えてほしい、本当に考えてほしいということです。

それをやるやらないは別の話です。明らかにもうじき出てきます。完全に出てきます。それは、いるはずです。その辺をぜひお願いをしたいと思いますので、何かありましたら。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町内の医療機関、それから、というお話でしたので、お答えをさせていただきたいと思いますが、各医療機関につきましても、やはり千内科クリニックさんは、完璧にトリアージを玄関で行っていて、ほかの医療機関はもうマスクを提供して、いろいろな方法を今取って、それぞれの対応策を取っていただいております。

医療機関というのは、基本的に体調の悪い方がいらっしゃる、基本的に受診をしたい方がいらっしゃるという現場になりますので、やはり対策は十分取っていただきたいということで、あとは医療機関にかかる、かかり方につきましても、今回の町の対応方針の中にも、町民の皆様にも、まずは電話をしてから受診をしてください等、医療機関を守るための対応方針もうたっております。

今、そういった町の診療所がこういった形で診療をすればいいのか、それから榛原総合病院が、基幹病院としてどのような体制を取ればいいのか、榛原病院も今、本気で考えておりますので、本日から受診の仕方というものを対策を講じた方法になっておりますので、そういった医療機関は医療機関でやること、公共機関は公共施設でやること、やはり役割が違うという部分もございまして、やはりその必要に応じた対策を打っていくということが必要かというふうに思っておりますので、今後も必要があれば、対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。



次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり、質疑を特に許しますがいかがでしょう。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先ほど、全協の中で今あの1か所、駄目だと言われた質問がね、報告に対して。

○議長（増田剛士君） それは、今回のこれ全く違いますので、それはできません。

○9番（山内 均君） ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。これね、報告、先月我々がやったのが100万が限度だったでしょう。

○議長（増田剛士君） 議員、やめていただけますか。

今の補正予算についての質疑なので。

○9番（山内 均君） 全体じゃなくて、補正なんだ。

○議長（増田剛士君） 補正の質疑ですよ、今やっているのは。御理解いただけましたか。

ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今回の歳出に関して、県からマスクとか感染予防に関しては県から補助が出てると。利子補給に関しては、県が、国も関係していますが、県と歩調を合わせて利子補給をしていくということですが、吉田町の基本的な考えとして、国や県の補助とか施策が出たときに、それに合わせてやろうというのが基本的な姿勢なのか。それはそれに対応していくけれども、吉田町独自で財政基金を使ってでも対策を打っていこうという意識はあるのか。そこをちょっとお伺いしておきたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今回お願いしているやつは、マスク等のものについては3分の1のものでございます。ただ、利子補給のほうは全くの単費でございます。そういった意味では、我々は国とか県の補助がないと何もやらないということではなくて、必要性を見て、町単費でやる必要があれば、当然やると思います。ただ、もちろん、国とか県がそういった補助制度なりを用意していれば、それを有効に活用するのは当然のことだと、このように考えております。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

以上で、第30号議案についての質疑を終わります。

これから第30号議案について、討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

- 議長（増田剛士君） 以上で、令和2年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

〔「議長、動議」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。  
○9番（山内 均君） 先ほどのやつ……  
○議長（増田剛士君） 動議の内容は何でしょうか。  
○9番（山内 均君） 報告について、間違ったところがあるんじゃないかと思ってちょっと心配していますので、それを聞きたいんです。確認したいんです。  
○議長（増田剛士君） 今、山内議員のほうから動議の要求がありましたが、皆さん、これについて許可をいただけるかどうかということで、許可できるという方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

- 議長（増田剛士君） 挙手ゼロということで、動議を認めることはできないということをお願いしたいと思います。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 議員の皆さんから、本当に新型コロナの感染について、様々な真剣な御意見をいただいて、本当にうれしく思っております。

二つございまして、一つは、今、非接触式でピッとやって、この人は熱がありますよ、例えば役場に来る人たちにピッとやって、熱がありますよと。本当は、この人が熱があるというのは、普通でいうと2週間前に感染したのが今出ているわけです。これだけでは、だから基本的には感染の防止にはならないです。では、どうなるかという、来た人に対して2週間前にどちらにいましたかとか、そのことまで聞かなきゃならないと、非常に難しい問題が生じてきます。だから、基本的にはそういうような問題については、やっていきますと排除の論理が入ってきます。医療機関だと当然必要かもしれませんが、一般でやると、あなたは2週間前にどこにいましたか、そこまで聞かないと、これほとんど防止できないんですよね。そういう難しい問題もありますんで、その辺は常識的な線で考えていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、平野議員の例の対策の問題で、先日、中部支援局の局長が吉田町に参りまして、企画課長も同席したんですけれども、いろんな問題がありますんで、県のほうとそういうちゃんとした場を設けて、今後、密接に連絡を取って、どういうふうなことがやっているか、またどういうことが吉田町で起きている、どういった問題をやっていただいている、そ

ういう場を設けてこれからいきますので、遺漏のないようにやってまいりたいと思っております。

いろんな、今度の新型コロナウイルスの問題というは、単純な問題ではございませんので、それについて、ぜひとも議員の皆さんに、あるポイントだけを取り上げて話すというのではなくて、ある程度、全体的に物事を見ていただきたいと思いますと思っております。

御苦労さまでございました。

---

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも、議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申します。

---

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） これで、令和2年第2回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

閉会 午前11時42分